

釧路市再生可能エネルギーゾーニング業務

報告書（2026年2月）

委託元



釧路市

委託先



KUSHIRO
RENEWABLES

釧路リニューワブルズコンソーシアム

目次

はじめに	3
1. 基本方針	5
2. ゾーニングの考え方	8
2.1 ゾーニングの考え方	8
2.2 希少種への配慮	13
3. ゾーニングマップ	15
3.1 サマリー	15
3.2 促進エリア	18
4. まとめ	26
Appendix A. 独自レイヤーの概要	30

- 本資料に記載されている情報は、公開情報に加え、本調査の分析に利用する承諾を得た上で、ヒアリング等で第三者から提供を頂いたデータも含まれています。これら情報自体の妥当性・正確性については、責任を負いません。
- 本資料における分析手法は、多様なものがありうる中でのひとつを採用したに過ぎず、その正確性や実現可能性に関して、いかなる保証を与えるものではありません。
- 本資料における各種数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

はじめに

釧路市における再エネ開発の論点を踏まえ 希少生物等の環境保全と事業推進の両立に資するゾーニングマップを作製した

1. 基本方針 2. ゾーニングの考え方 3. ゾーニングマップ 4. まとめ

1-1 基本方針

- 再エネ戦略に基づき、本ゾーニング事業の実施により、環境保全を担保しつつ、地域に裨益する再エネ開発を目指す

2-1 ゾーニング プロセス

- ゾーニングの基本的な考え方とプロセス

2-2 希少種への配慮

- 特定保全種を中心に希少種の生息域のデータを収集し、希少種の生息域が制限エリア、特別保全エリア、調整エリアA・Bに概ね内包されるよう配慮した。

3-1 ゾーニングマップ サマリー

制限エリア

- 釧路市条例の禁止区域と一致

調整エリア

- 特別保全エリアは釧路市条例と一致
- 環境省令、道配慮基準等を参考に調整エリアA, B, Cを設定

促進エリア

- 制限・調整外から関係者協議を経て設定

3-2 促進エリア

促進エリア

- 太陽光：高山地区の一部
- バイオガス：阿寒地区、音別地区の畜産バイオマス発生地近傍

4-1 まとめ

- まとめ

本報告書の概要

1. 基本方針

- 釧路市は、釧路湿原をはじめとする豊かな自然環境を有する一方で、再エネの乱開発が問題となっており、再エネ開発を制限すべきエリアや、促進すべきエリアを設定し、環境保全を徹底しつつ、適切な範囲で再エネ開発を促進することが求められていた。

2. ゾーニングの考え方

- ゾーニングの対象は、本市で自然との共生が課題となっている地上置きソーラーと、導入量の多いバイオマスとした。
- 釧路市条例*、釧路市ガイドライン*、環境省令*、道配慮基準*などで指定される58条件の中から、釧路市に該当する38条件をGISに取り込み、制限エリア、特別保全エリア、調整エリアA・B・C、及び促進エリアを定めた。

3. ゾーニングマップ

- 制限エリアは釧路市条例で定められる10条件に該当する地域を設定し、調整エリアは釧路市条例で定める特別保全エリアや、環境省ハンドブック等から22条件に該当する地域とした。
- 調整エリアは、釧路市条例において特定保全種に指定された、タンチョウ等5種に配慮すべき特別保全エリアに加え、環境省令、道配慮基準に該当する調整エリアA、釧路市ガイドライン等に該当する調整エリアB、及びその他の調整エリアCを定めた。
- 太陽光促進エリアとしては、市街地からの距離などから高山地区の一部が選定された。バイオガスの促進エリアは、未利用家畜バイオマスが賦存する阿寒地区、音別地区の畜産バイオマス発生地近傍が選定された。

4. まとめ

- 本事業にて指定された、もしくは今後指定されうる促進エリアは、地域裨益型エネルギー会社が開発を担うことで、発電される電力を地域で消費し、かつ開発益の地元還元を目指す。

*:法令やガイドラインの正式名称は2.1節参照。

1. 基本方針

1. 基本方針

釧路市再生可能エネルギー基本戦略の実現に向け 本年度はゾーニングにより保全すべきエリアと促進できるエリアを定めた

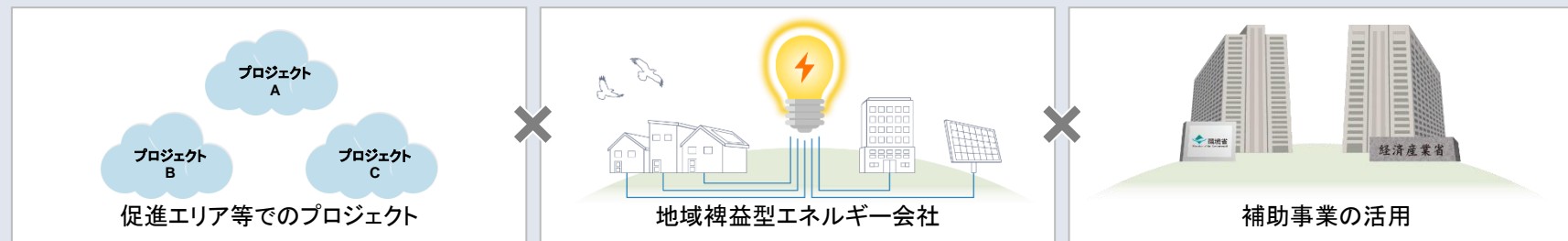
○ ゾーニングを通じた環境保全と事業促進

守り 自然環境との共生 | 「再エネ促進エリア」と「環境保全エリア」を設定しメリハリを利かせる



攻め プロジェクト推進 | プロジェクトの実行を釧路市としても官民連携で支援する

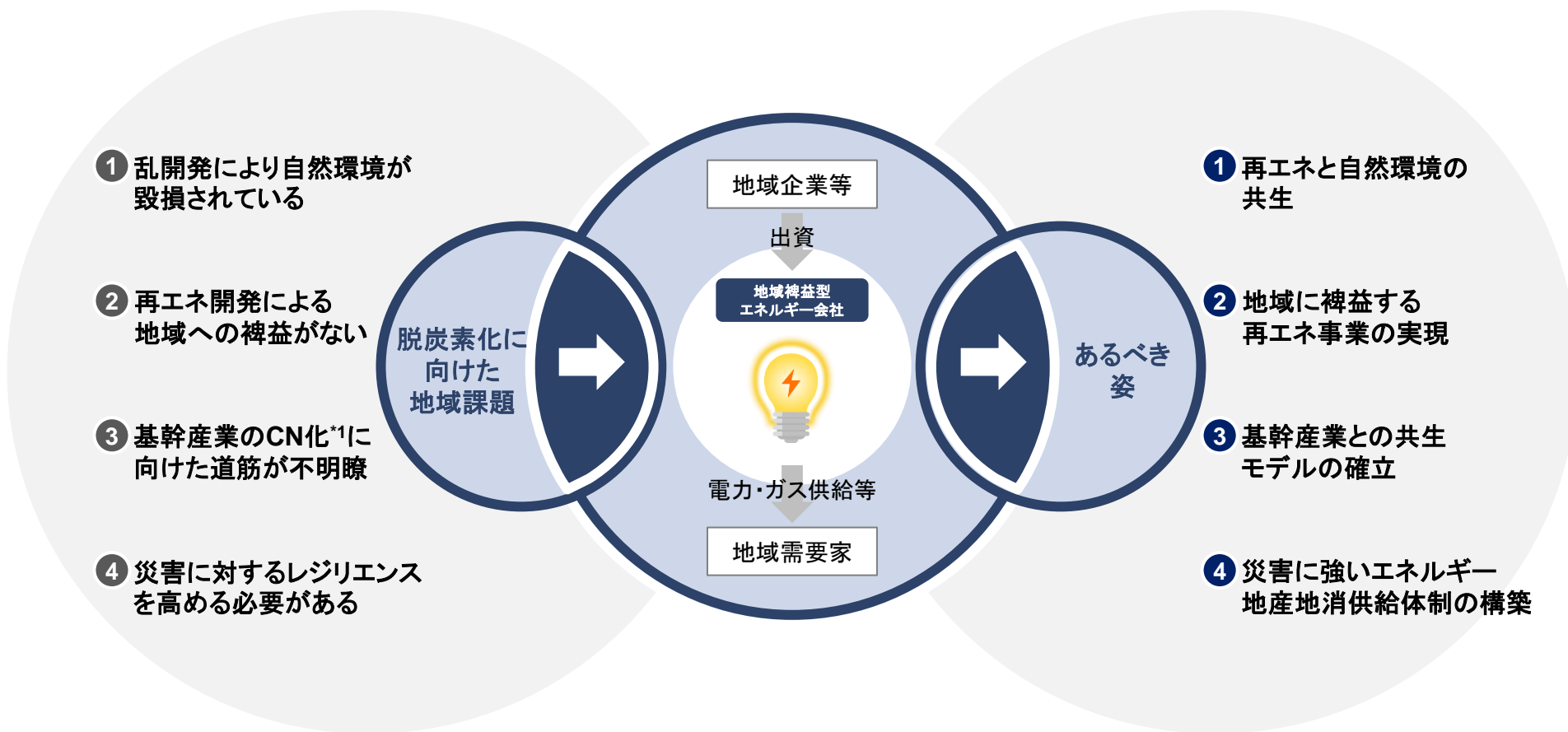
促進エリア等で組成するプロジェクトは、釧路市として地元企業との官民連携により、国からの補助金等を活用することでバックアップする



1. 基本方針

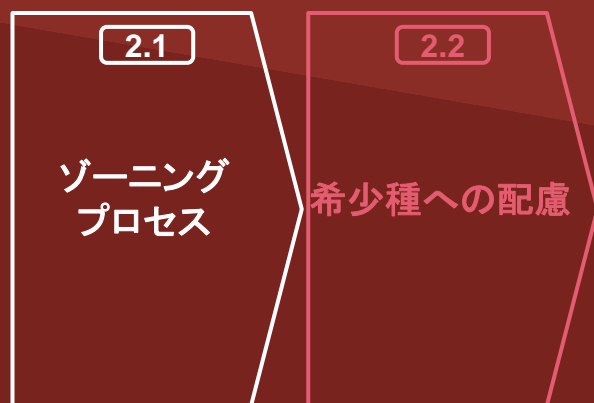
ゾーニングで促進可能とされたエリアを中心に 地域裨益型エネルギー会社が主体となって 開発を推進することで 釧路の地域課題を包括的に解決していくことが期待される

○ 地域裨益型エネルギー会社によるプロジェクト実行



*1:カーボンニュートラル化を指す。二酸化炭素(CO₂)に代表される温室効果ガスの排出量から植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

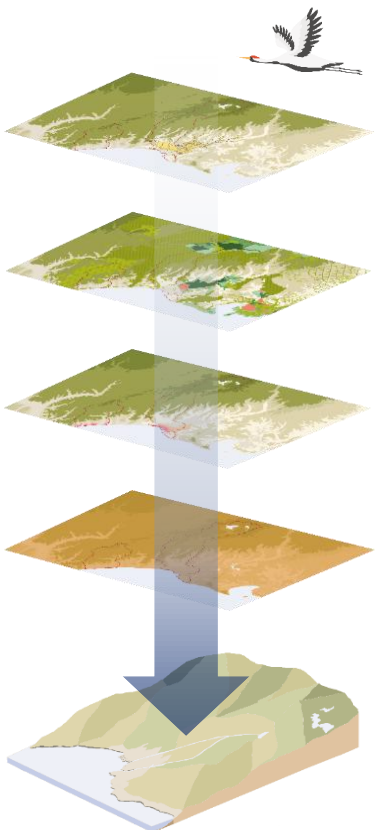
2. ゾーニングの考え方



2. ゾーニングの考え方 2.1 ゾーニングプロセス

ゾーニングにあたっては 法令による開発規制や 希少生物の生息域を踏まえ制限エリアおよび 特別保全エリア・調整エリアA・B・Cからなる調整エリアならびに促進エリアを設けた

○ ゾーニングの流れと概要

ゾーニングプロセスのイメージ	主な配慮事項	ゾーニング種別			
		エリア種別	設定根拠*1	釧路市におけるエリアの扱い	将来の促進設定
	考慮すべき事項	制限エリア	A 釧路市条例における禁止区域	各種法令等により開発が制限されているエリア	×
	法令による開発規制	特別保全エリア	A 釧路市条例における特別保全区域	特定保全種の生息可能性が高く、開発にあたり特に配慮すべきエリア	×
			調整エリアA	C 道配慮基準の促進区域に含めるべきでないエリア D 環境省令施行規則に該当する区域 F 配慮すべき植生	開発を抑制すべきエリア
	希少生物の生息域	調整エリアB	B 釧路市ガイドラインにおいて設置が適当でないエリア E 上記以外で環境省ハンドブック該当エリア G 上記以外のうち河川、山林、市街地、ため池等	開発にあたり特に配慮を要するエリア	△
		調整エリアC	・ 制限エリア、特別保全エリア、調整エリアA, Bに含まれないエリア	開発による環境への影響が甚大ではないと見込まれるエリア	○
	環境・保安等	促進エリア	・ 調整エリアCのうち以下に該当するエリア 1) 1MW以上の規模が想定される 2) 大規模伐採・整地を要しない 3) 地主・地域の理解が見込まれる ・ 調整エリアCの内、畜産バイオマス原料の調達可能なエリア	地域と共生した再エネの開発が期待されるエリア	既設定
	地元との調整				

*1: 設定根拠となる各種法令の名称と参照箇所の詳細は次頁参照。

2. ゾーニングの考え方 2.1 ゾーニングプロセス

ゾーニングにあたっては5の条例やガイドラインを参考に 当市独自の配慮項目を加え 考慮すべき58項目とその反映方針を定めた

○ ゾーニングの設定基準とした文献

参照文献名称	発行元	本報告書 における呼称	概要	反映方針
A 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例	釧路市	釧路市 条例	太陽光発電施設の設置が規制されているエリア10項目を「禁止区域」に指定している。	• 条例の禁止区域すべてを制限エリアとする
			野生動物5種(タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ、オオジシギ、キタサンショウウオ)を特定保全種とし、これらの生息可能性の高い地域を特別保全区域に指定している。	• 特別保全エリアとする
B 釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	釧路市	釧路市 ガイドライン	太陽光発電設備を設置するのに適当ではないエリアを25項目を指定している。	• 市条例の禁止区域10項目を除く地域は調整エリアBとする
C 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準	北海道	道配慮基準	促進エリアに含めることが適切でないと認められるエリアを掲げている。	• 調整エリアAとする • 植生自然度の高い地域は、当市独自に定めたF「配慮すべき植生」で代替する
D 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則	環境省	環境省令	同施行規則第5条第2項において、促進エリアに含めるべきでないエリア、及び促進エリアの設定にあたり留意が必要なエリアを定めている。	• 調整エリアBとする
E 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック	環境省	環境省 ハンドブック	環境保全の観点から考慮することが望ましい事項や、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項を掲げている。	• 釧路市の特性を踏まえ18項目を選定し、A～D、及びFと重複しないものは調整エリアBとする • 「植生自然度の高い地域」はE「配慮すべき植生」で代替
F 配慮すべき植生	釧路市 独自	-	環境省の植生自然度を基に、釧路湿原の湿地性植生も考慮し、配慮すべき植生を定めた。設定の詳細はAppendix参照。	• 道配慮基準に内包されるため、調整エリアAとする
G 配慮すべきエリア	釧路市 独自	-	上記のレイヤーには該当しないものの、河川、山林、市街地、住宅、道路、ため池等に該当し一定の配慮が必要なエリアを定めた。	• 調整エリアBとする

2. ゾーニングの考え方 2.1 ゾーニングプロセス

釧路市条例や各種ガイドライン等を参考に

58の条件から絞り込み 制限エリア・調整エリアを設定し それら以外から促進エリアを設定した

○ ゾーニングのフロー

絞り込み

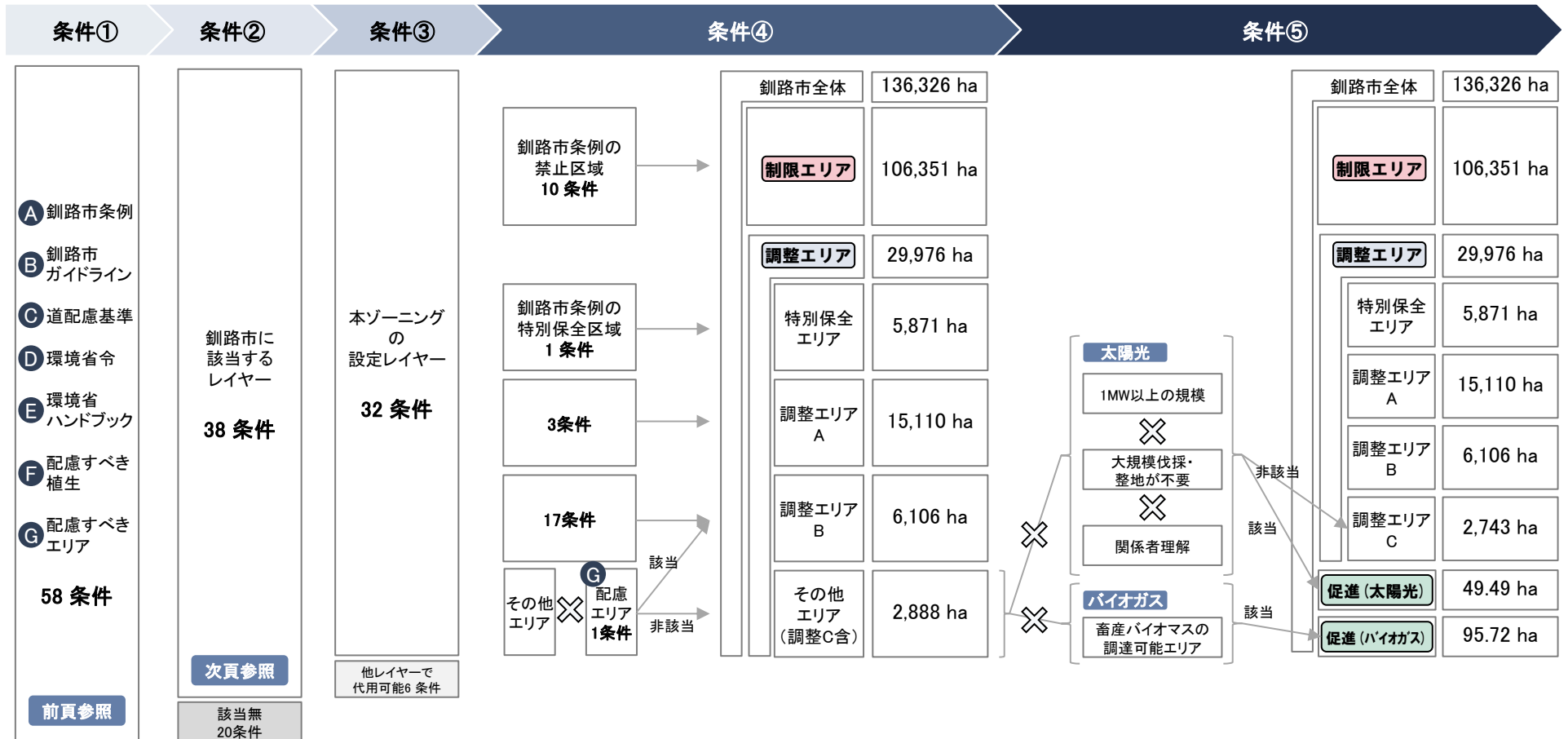
最終的なエリア分け

✓ 釧路市に
該当するか

✓ 他データで
代用可能か

✓ 前々頁の設定基準に従って分類

✓ 下記諸条件より促進エリアを選定



2. ゾーニングの考え方 2.1 ゾーニングプロセス

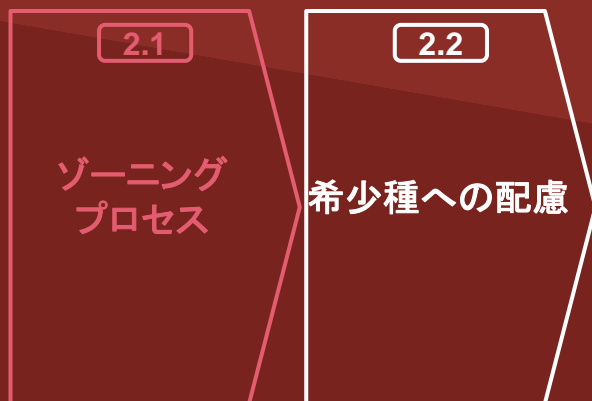
考慮すべき58条件のうち 重複等を除いた32条件を用いて 法令上開発が制限される制限エリアと 調整エリアを定めた

○ 考慮すべきレイヤー

制限エリア		臨港地区(商港区、工業港区、特殊物資港区、漁港区、保安港区、修景厚生港区)	保安林(国有林・民有林)	農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)
		自然公園(国立公園・国定公園・都道府県立)	地すべり防止区域	河川区域、河川保全区域、河川
		急傾斜地崩壊危険地区	土砂災害区域(特別警戒・警戒)	鳥獣保護区特別保護区(国指定・都道府県指定)
		地域森林計画対象森林		
調整エリア	特別保全エリア	特別保全区域		
	調整エリアA	配慮すべき植生	国宝・重要文化財(文化財保護法・北海道文化財保護条例・釧路市文化財保護条例)	重要有形民俗文化財(文化財保護法・北海道文化財保護条例・釧路市文化財保護条例)
	調整エリアB	最終処分等により廃棄物が残置されている場所	環境緑地保護地区(北海道自然環境等保全条例)	すぐれた自然地域(北海道自然環境等保全指針)
		水資源保全地域(阿寒町布伏内周辺)	景観形成推進区域(景観法・釧路市景観条例)	津波災害警戒区域
		条例で定める水源保護地域	取水施設の状況	「重要地形レッドリスト」に記載されている情報
		特定植物群落	巨樹・巨木林	自然再生の対象となる区域
		重要湿地	自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点	長距離自然歩道
		居住誘導区域	地区計画	配慮すべきエリア
	調整エリアC	上記以外のエリア		
	その他参考データ*	保全対象施設(学校、病院等)	用途地域	住宅の分布状況

* これら設備の近隣には地上置き大規模太陽光の設置は不適切。ただし、屋根置き太陽光やソーラーカーポートの設置を排除するものではない。

2. ゾーニングの考え方



2. ゾーニングの考え方 2.2 希少種への配慮

環境団体のご協力のもと 希少生物の生息域データ*1を収集しており 希少種の主要な生息域が 制限エリア・特別保全エリア・調整エリアA・調整エリアBに概ね内包されるよう配慮した

○ 希少生物の生息域への配慮

主なヒアリング調査対象

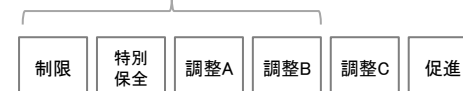
分類	主な対象生物	ヒアリング対象団体
鳥類	 タンチョウ	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人タンチョウ保護研究グループ 日本ツル・コウノトリネットワーク
	 猛禽類	<ul style="list-style-type: none"> 猛禽類医学研究所
	 オオジシギ	<ul style="list-style-type: none"> 日本野鳥の会 釧路支部
哺乳類・両生類等	 キタサンショウウオ	<ul style="list-style-type: none"> 北海道教育大学釧路校 環境把握推進ネットワークPEG
昆虫綱	 昆虫全般	<ul style="list-style-type: none"> 釧路自然保護協会 神奈川県立生命の星・地球博物館
魚類	 サケ・イトウ	<ul style="list-style-type: none"> 北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場
植物	 植物全般	<ul style="list-style-type: none"> 道東野生植物調査会
希少生物全般	 希少生物全般	<ul style="list-style-type: none"> 釧路市博物館

ゾーニングマップ策定にあたっての希少種への配慮のプロセス

- ✓ ヒアリングにより希少種の生息域データを収集

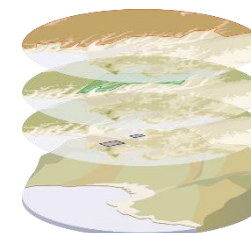


- ✓ 希少生物の生息域が、制限エリア、特別保全エリア、調整エリアA・Bの中に概ね内包されていることを確認



← 希少種生息域を概ね内包 →

- ✓ 希少種の生息域に配慮したゾーニングマップの作製



生息域データ

ゾーニングマップとの関係性確認

ゾーニングマップ

*1: 希少種の保護のため、及びデータ提供者の意向に基づき、希少種の生息域データは参考資料として取り扱う。

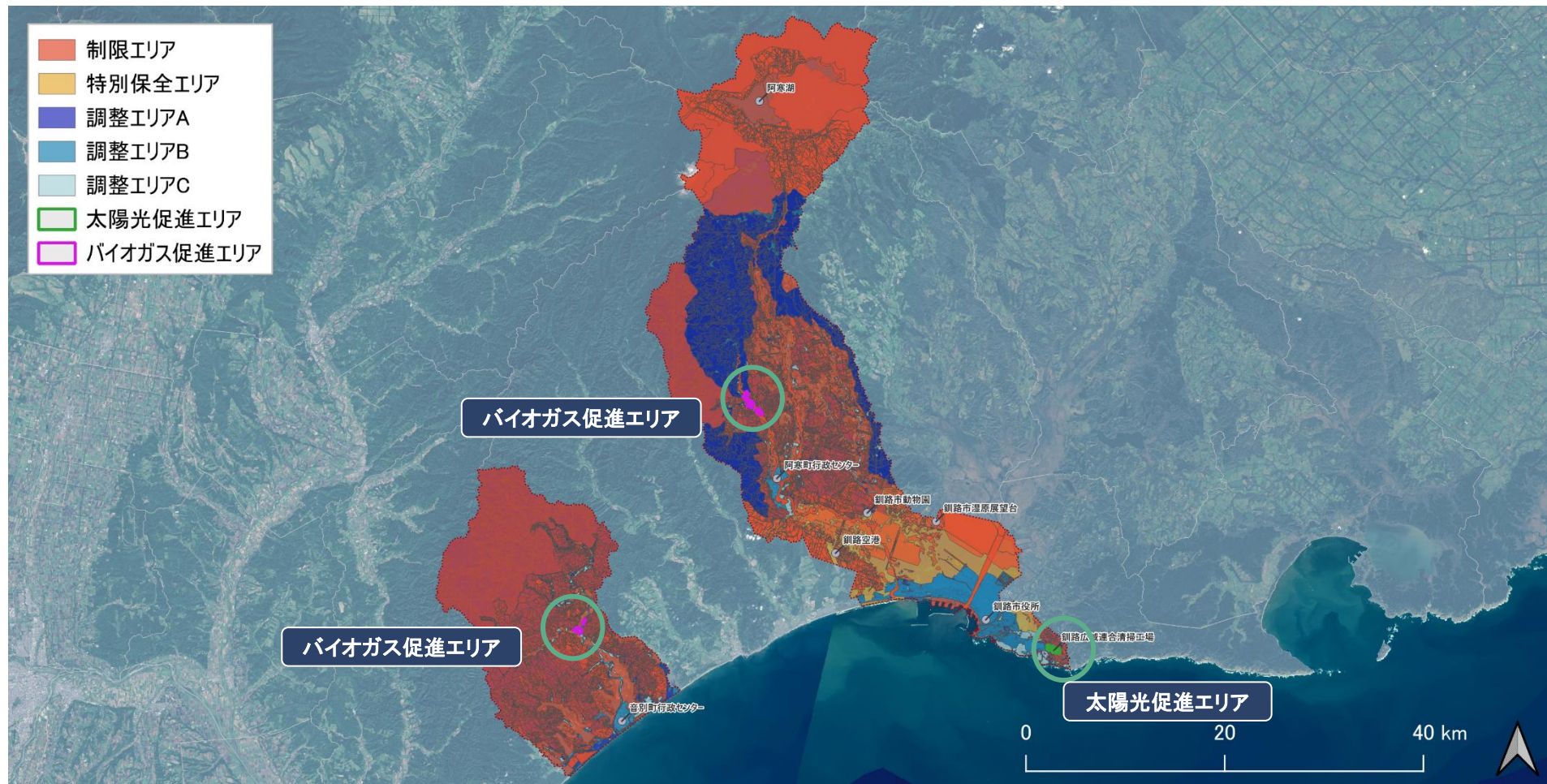
3. ゾーニングマップ



3. ゾーニングマップ 3.1 サマリー

ゾーニングの結果 市内の大部分が制限エリアや調整エリアとして分類され 市街地から離れた高山地区や畜産バイオマスが発生する阿寒地区・音別地区の中に促進エリアを選定した

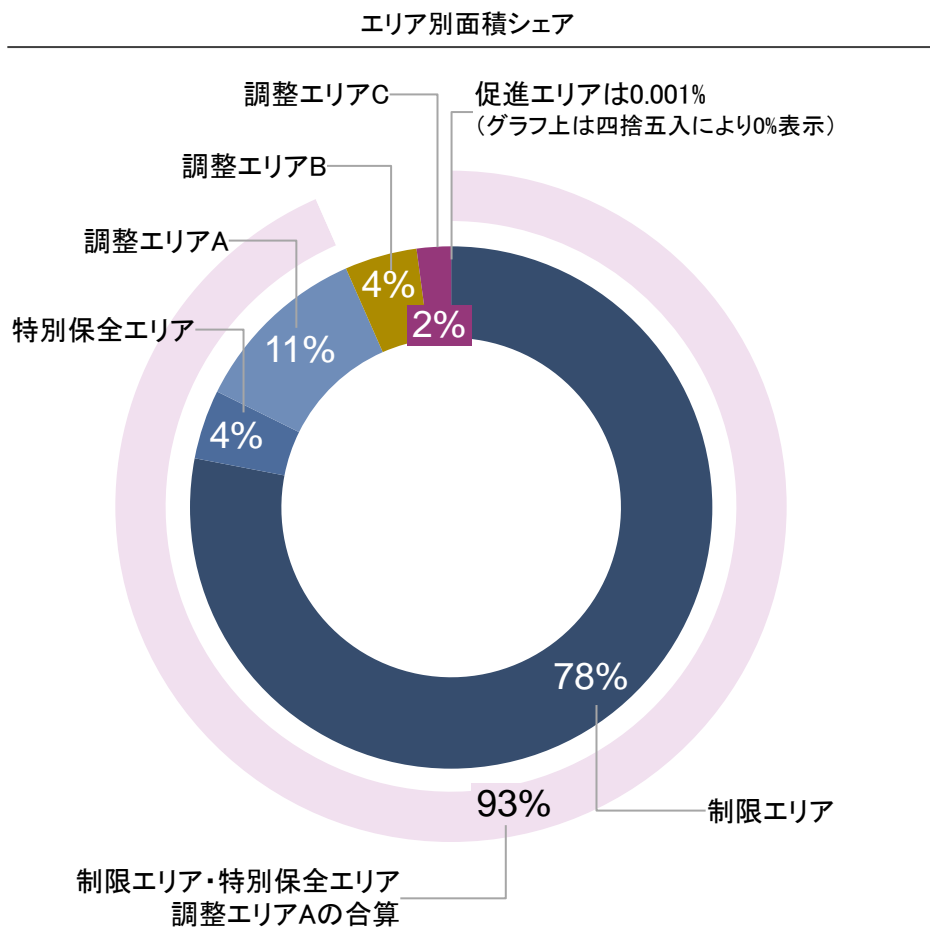
○ ゾーニングマップ全体像



3. ゾーニングマップ 3.1 サマリー

制限エリア・特別保全エリア・調整エリアAで市全体の93%を占めており 全体的に抑制的なゾーニングとしつつ 許容できる場所は促進エリアに設定し 保全と促進のバランスを取った

○ エリア別・レイヤー別面積シェア

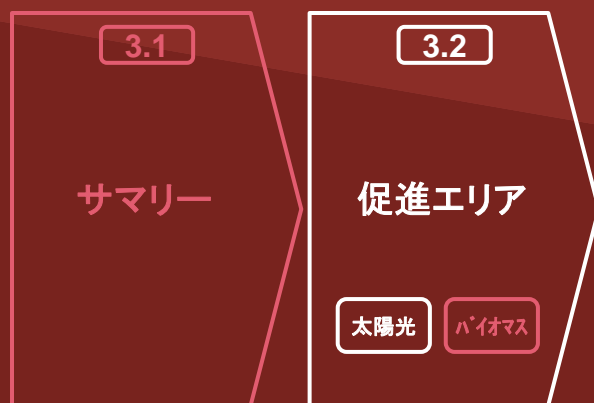


エリア別レイヤー内訳

エリア	面積	主なレイヤー別面積シェア*										
制限エリア	106,351	<table border="1"> <tr> <td>鳥獣保護区</td> <td>41%</td> <td>保安林</td> <td>20%</td> <td>森林計画</td> <td>19%</td> <td>国立公園</td> <td>12%</td> <td>その他</td> <td>8%</td> </tr> </table>	鳥獣保護区	41%	保安林	20%	森林計画	19%	国立公園	12%	その他	8%
鳥獣保護区	41%	保安林	20%	森林計画	19%	国立公園	12%	その他	8%			
特別保全エリア	5,871	特別保全区域 100%										
調整エリアA	15,110	<table border="1"> <tr> <td>配慮すべき植生</td> <td>99%</td> <td>その他</td> <td>1%</td> </tr> </table>	配慮すべき植生	99%	その他	1%						
配慮すべき植生	99%	その他	1%									
調整エリアB	6,106	<table border="1"> <tr> <td>重要湿地</td> <td>53%</td> <td>津波災害警戒区域</td> <td>17%</td> <td>自然地域</td> <td>10%</td> <td>その他</td> <td>14%</td> <td>居住誘導</td> <td>6%</td> </tr> </table>	重要湿地	53%	津波災害警戒区域	17%	自然地域	10%	その他	14%	居住誘導	6%
重要湿地	53%	津波災害警戒区域	17%	自然地域	10%	その他	14%	居住誘導	6%			
調整エリアC	2,743	上記以外の区域全て 100%										
促進エリア	145	<table border="1"> <tr> <td>バイオガス促進エリア</td> <td>66%</td> <td>太陽光促進エリア</td> <td>34%</td> </tr> </table>	バイオガス促進エリア	66%	太陽光促進エリア	34%						
バイオガス促進エリア	66%	太陽光促進エリア	34%									

*: 各エリア内のレイヤー別の面積シェアには重複領域を含む。

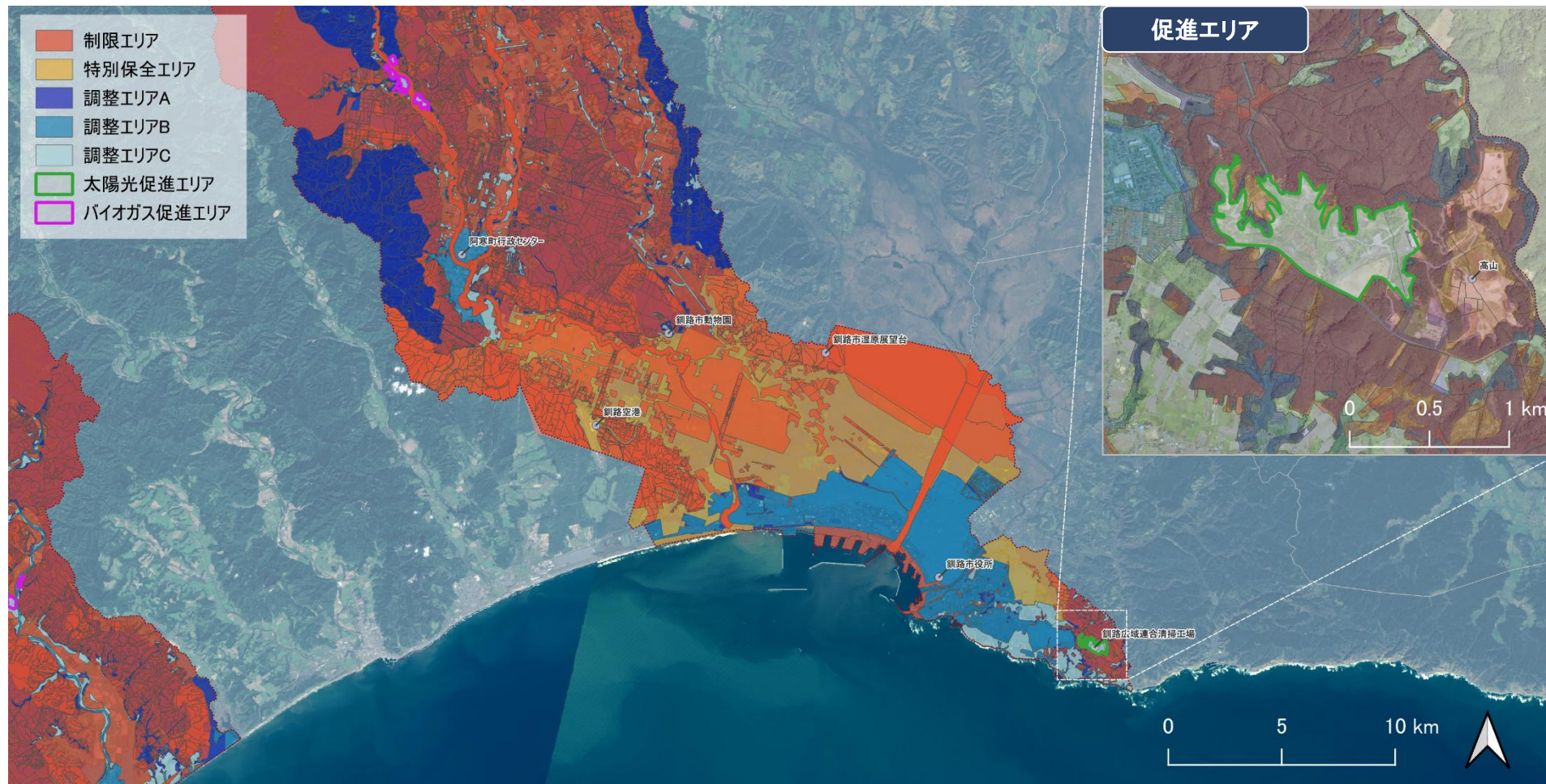
3. ゾーニングマップ



3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × 太陽光

太陽光の促進エリアは調整エリアCの中でも市街地から離れていることなどから 高山地区の一部を選定した

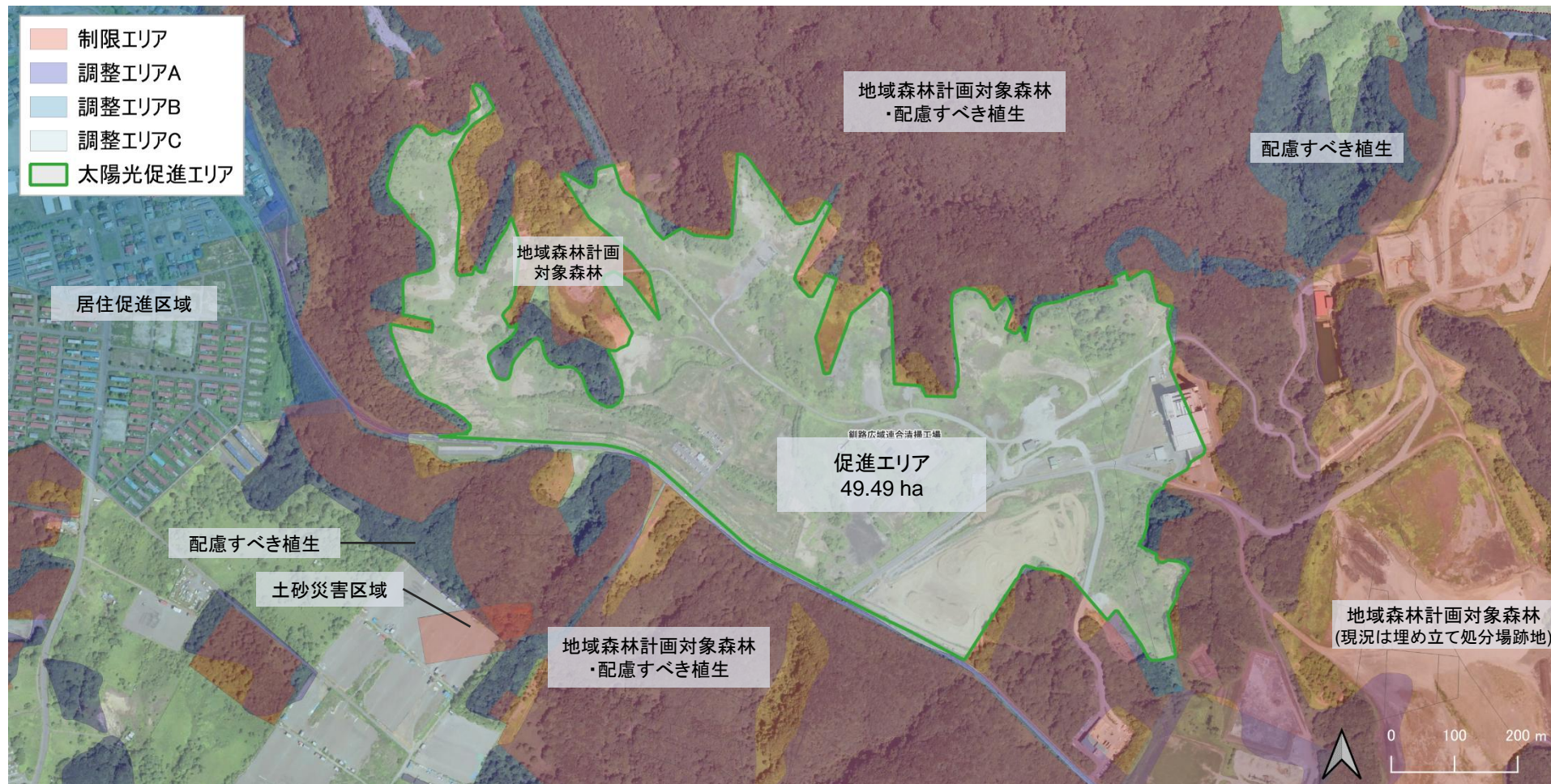
○ 太陽光促進エリアの選定



3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × 太陽光

高山地区は埋め立て済みの平坦な土地が大規模に確保でき 送電線にも近い一方
居住区域から距離があることから 促進エリアとして適切である

促進エリア 高山の概要



3. ゾーニングマップ



3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × バイオマス

地元産の木質バイオマスは既にFITで活用されている一方で 未利用の畜産バイオマスは存在するため バイオガスの促進エリアを設定することとした

バイオマスの促進エリア設定に係るニーズのサマリー

分類	分類	木質バイオマス	バイオガス
原料供給	① 原料供給	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の国産バイオマスは既存発電所に供給済み 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模なバイオガスは供給源は既に事業化済
	② 新規供給ポテンシャル	<ul style="list-style-type: none"> 国産材は新規供給余力はほぼない 未利用廃材はあるが供給が不安定 	<ul style="list-style-type: none"> 未利用の家畜糞尿は存在するが、一か所での発生量に制約があり経済性の検証は必要
事業性	③ 現状の採算性	<ul style="list-style-type: none"> FIT売電により採算性は取れている 	<ul style="list-style-type: none"> FIT売電により採算性は取れている
	④ 卒FIT後の採算性	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に発電原価は割高とされ、FIT終了時に廃止される発電所も少なくないとみられる 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に発電原価は割高で、ピーク電力供給か、ガスとしての利用への切り替えが必要
卒FIT後のニーズ	⑤ 卒FIT後の電力需要	<ul style="list-style-type: none"> 高単価での買電を許容する需要家の開拓が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高単価での買電を許容する需要家の開拓が必要
	⑥ 熱源としての利用	<ul style="list-style-type: none"> 熱源としての木質バイオマスの直接利用は限定的であるが、存在はする 	<ul style="list-style-type: none"> 熱源としてのバイオガスの潜在ニーズは存在する
促進エリア設定	促進エリア設定ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 国産バイオマス利活用の観点ではニーズ無し 輸入バイオマス活用プロジェクトはニーズ有り 	<ul style="list-style-type: none"> 未利用家畜糞尿の活用ニーズは有り 既存のバイオガスプラントは農業用地に立地しており、促進エリア設定不可
	促進エリア設定有無	 設定しない	 調整エリアCのうち未利用畜産バイオマスの発生地近傍に促進エリア設定する

関係者の主な見解

①②③



木質バイオマス関係者

- 市内・隣接自治体にバイオマス専焼・混焼発電所が多く、国産バイオマスの新規供給は困難。
- 建設廃材は未利用だが、供給量・品質が不安定。

①②③



バイオガス関係者

- 家畜糞尿は旧釧路市地区では堆肥センターで集中処理、阿寒地区は各酪農家が処理している。
- 堆肥センター、阿寒2農家、計3カ所でガス生成されており、それ以外は未利用。

④⑤⑥



木質バイオマス関係者

- FIT後・non-FITはプレミアム価格を許容できる需要家の確保が必要になる。
- 暖房の熱源としての木質バイオマスのニーズは限定的であるが存在はする。

④⑤⑥



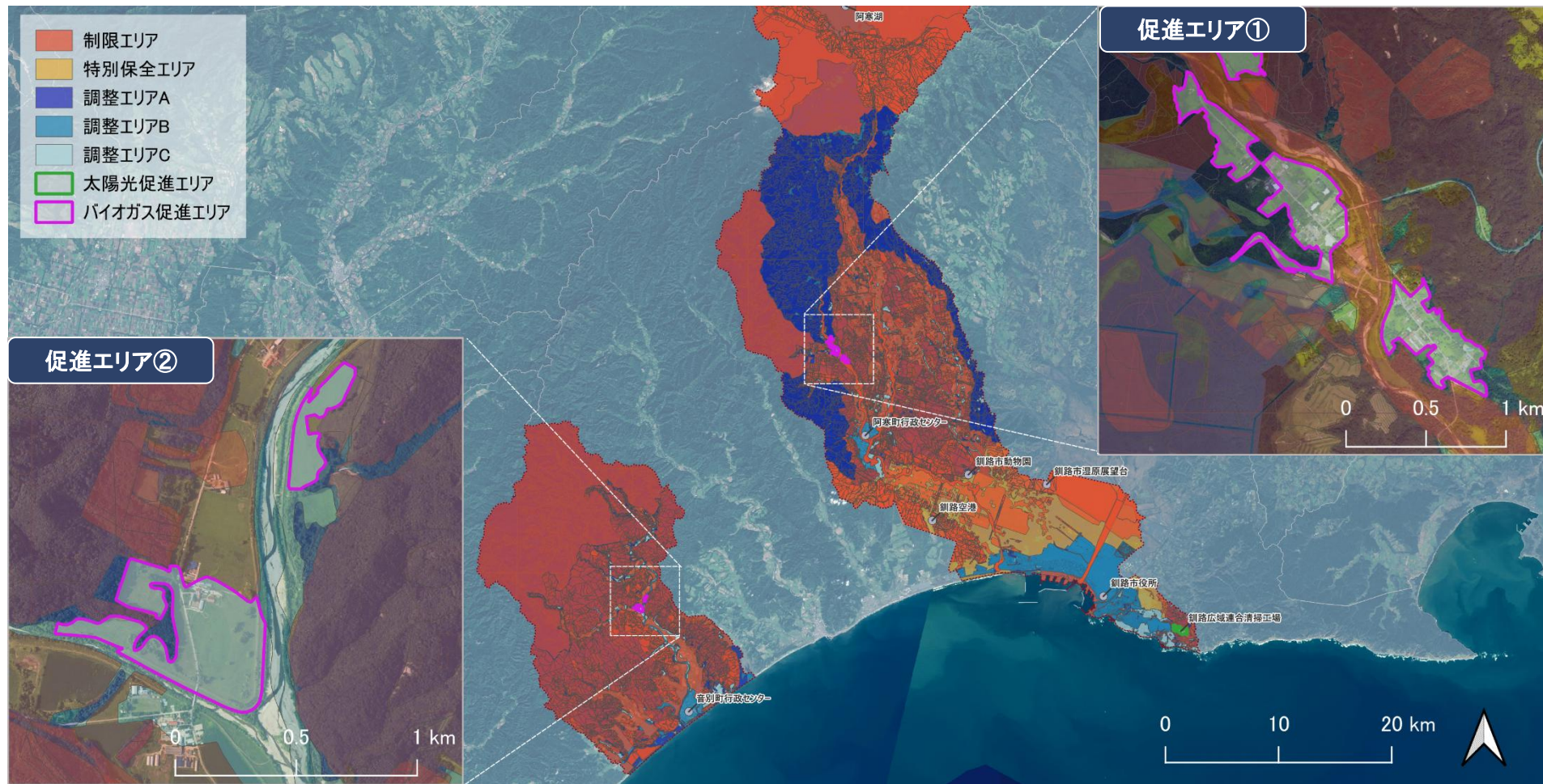
バイオガス関係者

- FIT後のバイオガスの用途開拓が課題だが、輸送してガスとして熱利用するニーズは存在すると考えている。
- 未利用家畜糞尿の活用ニーズはあるが、経済性の検証が必要である。

3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × バイオマス

**釧路市地区の家畜糞尿は既に利活用されているが
阿寒地区や音別地区の家畜糞尿は利活用されていないケースも多く 活用の検討余地がある**

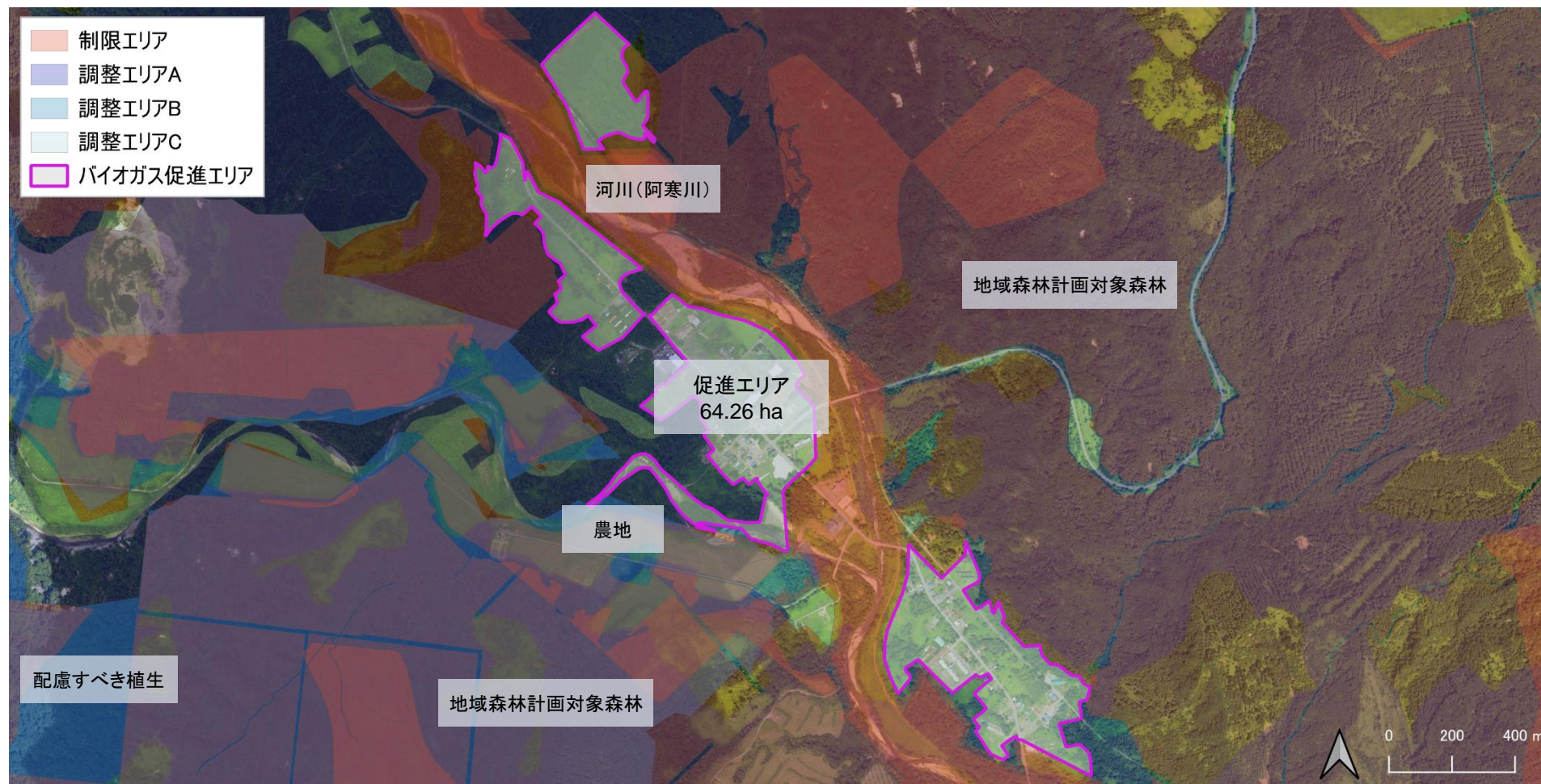
○ バイオガス促進エリアの設定



3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × バイオマス

阿寒地区の大部分は森林か農地であり促進エリア設定できないが これら制約のないエリアに対し バイオガスの促進エリアを設定する

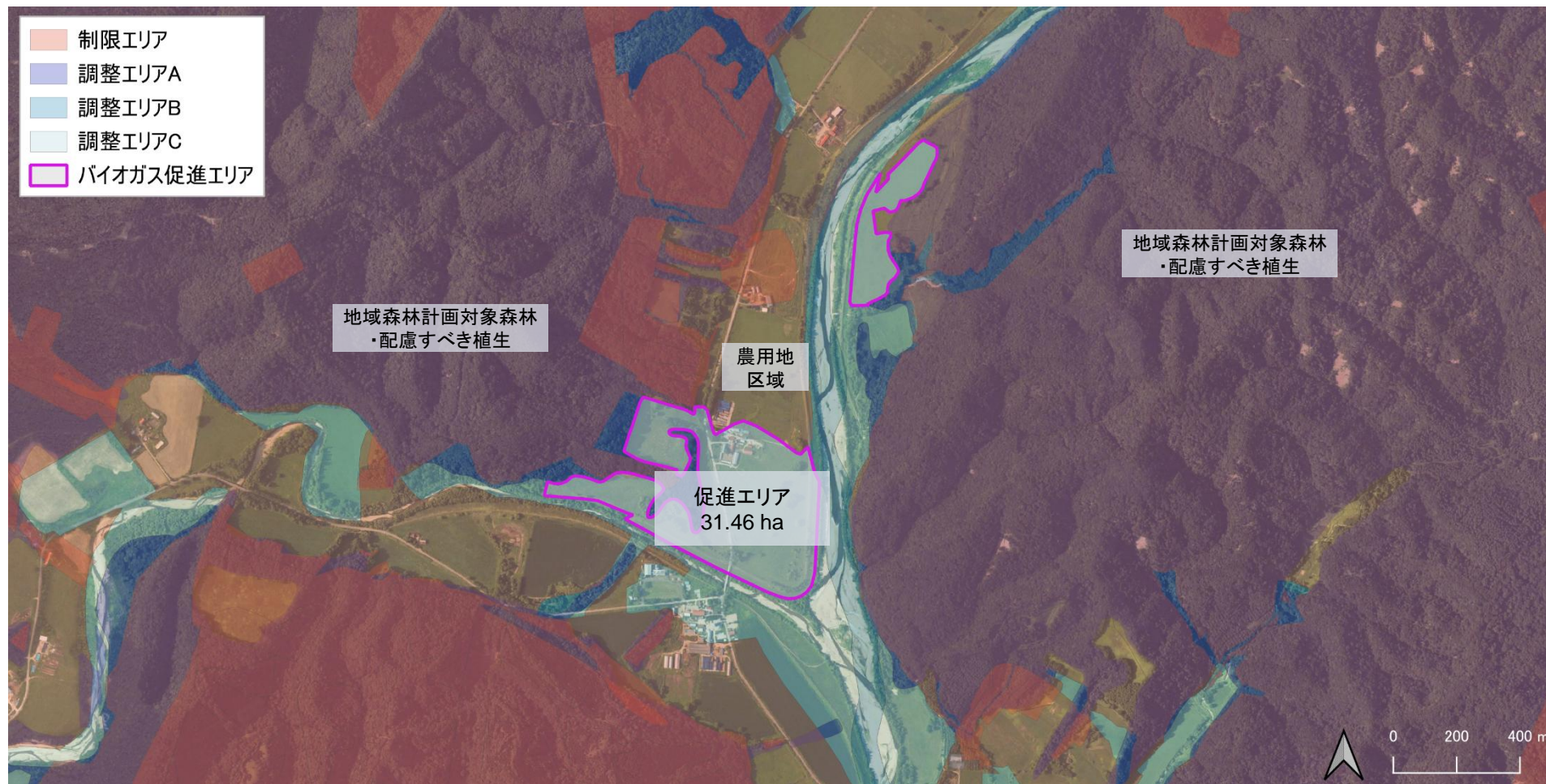
促進エリア① 阿寒地区の概要



3. ゾーニングマップ 3.2 促進エリア × バイオマス

音別地区においても大部分は森林か農地であり促進エリア設定できないが
これら制約のないエリアに対し バイオガスの促進エリアを設定する

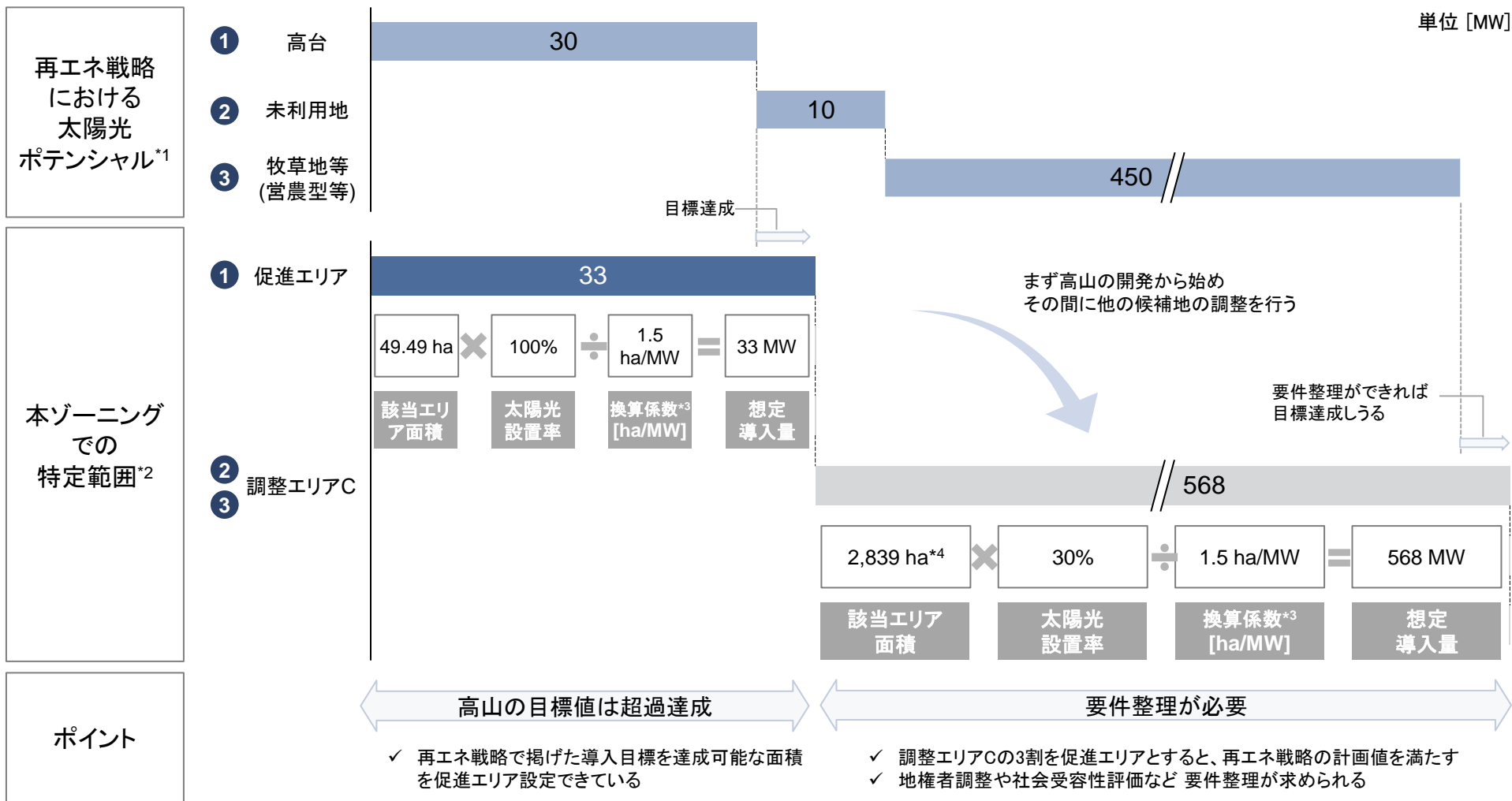
促進エリア② 音別地区の概要



4. まとめ

4. まとめ

本事業で環境影響が限定的な高山を促進エリアとして特定したが 今後 積み増しにあたっては 調整エリアCにおける要件整理が必要になる



*1: 屋根置き太陽光のポテンシャルは除く。 *2: バイオガス促進エリアのポテンシャルは除く。 *3: レイアウト次第だが一般的に1MWあたり1 ha強の面積が必要で 1.5haは余裕のある換算係数である。
*4: 調整エリアCの面積haから促進エリア分の49.49haを除いた数値。

4. まとめ

ゾーニング結果に基づき 促進エリアは地域裨益型エネルギー会社が開発しつつ 保全も徹底することで 地域との共生と 循環経済の実現を両立を目指す

○ ゾーニングに基づく開発と保全の推進



4. まとめ

ゾーニング結果に基づき保全を徹底しつつ

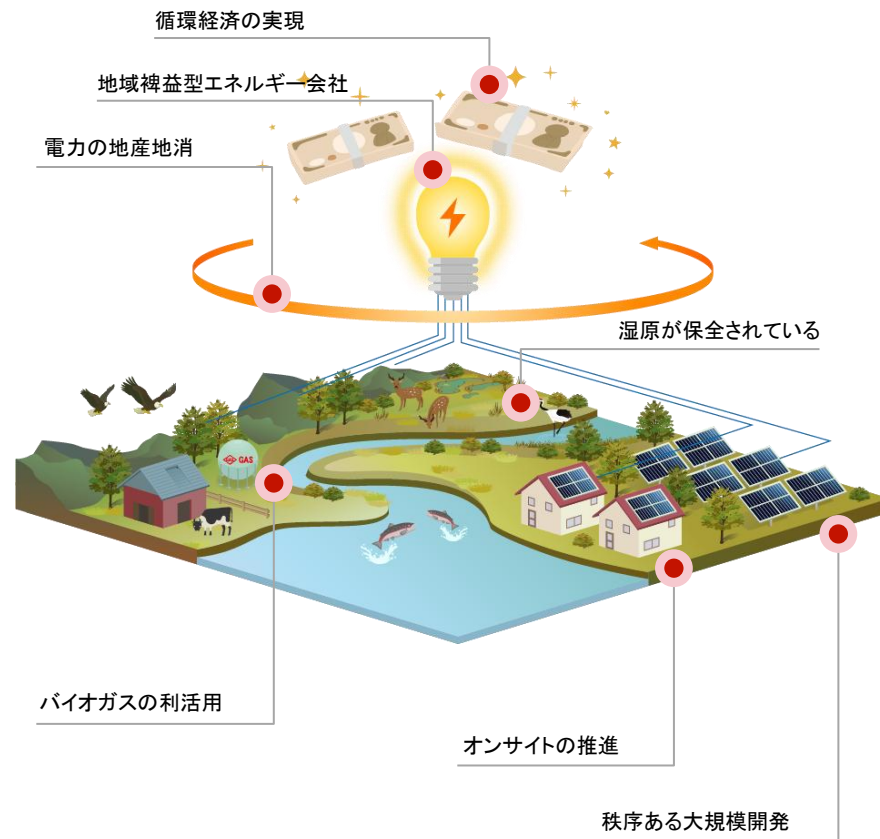
地域裨益型エネルギー会社による促進区域の開発を通じ 当市での循環経済の実現を目指す

○ ゾーニングが実現する世界観

現状のイメージ



ゾーニングが実現する世界観



Appendix A. 独自レイヤーの概要

Appendix A. 独自レイヤーの概要

環境省の植生自然度6以上の植生を基本に 希少生物の生息地となりうる植生を加え 当市独自の「配慮すべき植生」レイヤーを定めた

希少生物の 生息地となりうる植生			環境省 植生自然度分類		配慮すべき植生の対象	考え方
	鳥類 等	両生類 等	植生 重要度	環境省の区分基準	釧路市の植生	
エゾマツ 植林	✓		10	高山植物、自然草原など単層の植 物社会を形成する地区	エゾノカワラナデシコ群落、コウボウムギ群落、ツルコケモモミズゴケクラス、ハイマツ群落、ヒル ムシロ群落、高山低木群落、噴気孔原植生、硫気孔原植生	対象
トドマツ 植林	✓		9	マツ類、ブナなどの自然植生のうち、 多層の植物社会を形成する地区	アカエゾマツ群落、エゾマツ群団、ハンノキ群落、ヤナギ高木群落、ヤナギ低木群落	
カラマツ 群落	✓		8	ブナ、ナラ、シイ、カシなどの群落 のうち自然植生に近い地区	シラカンバ群落、ダケカンバ群落、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、塩沼地植生、岩壁植 生	
ハンノキ 群落	✓	✓	7	クリ、ミズナラ、クヌギ、コナラなど の二次林	カシワ群団、カシワ群落、サワシバーミズナラ群団、ミズナラ群落、落葉広葉低木群落	
ヌマガヤ オーダー		✓	6	針葉樹や常緑広葉樹の植林地	アカエゾマツ植林、カラマツ植林、エゾマツ植林、その他植林(落葉広葉樹)、トドマツ植林、ヤマハ ンノキ群落、外国産樹種植林	
アカエゾ マツ群落	✓		5	ササやススキなどの背の高い草原	エゾメシダウコンウツギ群団、オオヨモギ群落、ササ群落、ヨシクラス	
ミズナラ 群落	✓		4	シバ群落などの背の低い草原	コマクサーイワツメクサクラス、ヌマガヤオーダー、ハマナス群落、ミネズオウ群落	特定の植生み対象
ヨシクラス	✓	✓	3	果樹園、茶畑、樹園地		
			2	畑地、水田、緑の多い住宅地	ヨシクラスやヌマガヤオーダーは湿地に 存在し、希少生物の生息地となる可能性 があるため、対象植生とした。	
			1	市街地、造成地		

■ 本報告書について

- 本報告書は釧路市より釧路リニューワブルズコンソーシアムに委託して作成されました。作成にあたっては、釧路市が主催した「釧路市再生可能エネルギー基本戦略推進協議会」におけるエネルギー政策専門家や当市関係企業による討議結果を参考にしています。本報告書作成に係る委託費は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用しています。
- 本報告書の著作権は釧路市に帰属します。ただし報告書中の各種イラストの著作権は釧路リニューワブルズコンソーシアムに帰属しますが、権利者より本報告書への引用許諾を取得しています。

■ 発行人



釧路市
総合政策部 企画課
<https://www.city.kushiro.lg.jp/>

■ 委託先



KUSHIRO
RENEWABLES

釧路リニューワブルズコンソーシアム

